

広島県告示第三百四十七号

広島県立総合体育館設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十八号。以下「条例」という。）別表の規定により、広島県立総合体育館における施設及び駐車場の利用料金の範用を次のよう規定する。

平成三十年四月一日

廣島県知事 湯崎英彦

二 条例別表第二備考三に規定する小アリーナの利用に係る利用料金の範用

アマチュアスポーツ以外に使用する場合			区分	条例別表第二備考三に規定する小アリーナの利用に係る利用料金の範囲	入場料無料の場合で四分の三に区分して使用する場合									
入場料有料の場合					入場料無料の場合で四分の一に区分して使用する場合	入場料無料の場合で二分の一に区分して使用する場合	入場料無料の場合で二分の一に区分して使用する場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	
午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後五時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	二、八〇〇円以内	一、一〇〇円以内	五、六〇〇円以内	四、七〇〇円以内	八、五〇〇円以内	七、〇〇〇円以内	三、五〇〇円以内	一一、三〇〇円以内	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	
午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後五時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	二、八〇〇円以内	一、一〇〇円以内	五、六〇〇円以内	四、七〇〇円以内	八、五〇〇円以内	七、〇〇〇円以内	三、五〇〇円以内	一一、三〇〇円以内	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	
午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後五時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	二、八〇〇円以内	一、一〇〇円以内	五、六〇〇円以内	四、七〇〇円以内	八、五〇〇円以内	七、〇〇〇円以内	三、五〇〇円以内	一一、三〇〇円以内	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	
午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後五時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	二、八〇〇円以内	一、一〇〇円以内	五、六〇〇円以内	四、七〇〇円以内	八、五〇〇円以内	七、〇〇〇円以内	三、五〇〇円以内	一一、三〇〇円以内	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	

アマチュアスピーツに使用する場合												入場料無料の場合		入場料有料の場合		入場料無料の場合	
入場料無料の場合で二分の一に区分して使用する場合		入場料無料の場合で三分の二に区分して使用する場合		入場料無料の場合		入場料無料の場合		入場料有料の場合		入場料有料の場合		入場料無料の場合		入場料有料の場合		入場料無料の場合	
午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに
三、一〇〇円以内	一、六〇〇円以内	五、〇〇〇円以内	四、二〇〇円以内	二、一〇〇円以内	七、五〇〇円以内	六、三〇〇円以内	三、二〇〇円以内	一六、六〇〇円以内	一三、九〇〇円以内	六、九〇〇円以内	二五、〇〇〇円以内	二〇、八〇〇円以内	一〇、四〇〇円以内	一〇、四〇〇円以内	二〇、八〇〇円以内	二五、〇〇〇円以内	二〇、八〇〇円以内

三 条例別表第三備考に規定する柔道場及び剣道場の利用に係る利用料金の範囲

合場の用 使用専 用する場合												区分
アマチュア ツアーポー トに使用す る場合												
入場料有料の場合												入場料無料の場合
九時まで一時間ま でごとに	午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午後五時から午後 五時まで一時間ま でごとに	午前九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午後九時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午前九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午後九時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午前九時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午前九時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午後五時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午前九時から午後 九時まで一時間ま でごとに	使用時間及び単位
一二、〇〇〇円以内	一〇、〇〇〇円以内	五、〇〇〇円以内	一八、〇〇〇円以内	一五、〇〇〇円以内	七、五〇〇円以内	三六、六〇〇円以内	三〇、五〇〇円以内	一五、三〇〇円以内	一五、三〇〇円以内	二、一〇〇円以内	一、〇〇〇円以内	三、七〇〇円以内

入場料無料の場合 で三分の一に区分 して使用する場合	午後九時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午後九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午前九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午後九時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午前九時から午後 九時まで一時間ま でごとに	二、一〇〇円以内	一、〇〇〇円以内	三、七〇〇円以内
----------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	----------	----------	----------

四 条例別表第四備考二に規定する弓道場の利用に係る利用料金の範囲

		入場料無料の場合												入場料無料の場合											
		午前九時から午後五時まで一時間までごとに												午後五時から午後九時まで一時間までごとに											
		午前九時から午後五時まで一時間までごとに						午後五時から午後九時まで一時間までごとに						午前九時から午後五時まで一時間までごとに						午後五時から午後九時まで一時間までごとに					
合 専 用 使 用 の 場	区 分	入 場 料 有 料 の 場 合	入 場 料 無 料 の 場 合																						
午前九時から午後五時まで一時間までごとに	使用時間及び単位	入場料有料の場合	入場料無料の場合	入場料無料の場合	入場料無料の場合	入場料無料の場合																			
午前九時から午後五時まで一時間までごとに	利用料金の範囲	三、一〇〇円以内	六九〇円以内	五七〇円以内	三〇〇円以内	一、一〇〇円以内	六〇〇円以内	二、〇〇〇円以内	一、七〇〇円以内	九〇〇円以内	七〇〇円以内	五〇〇円以内	三〇〇円以内	一〇〇円以内	七〇〇円以内	五〇〇円以内	三〇〇円以内	一〇〇円以内	七〇〇円以内	五〇〇円以内	三〇〇円以内	一〇〇円以内	七〇〇円以内	五〇〇円以内	三〇〇円以内

五 条例別表第五に規定する健康体力相談室の個人使用に係る利用料金の範囲

筋力コース		全身持久力コース		コース名	利用者区分	単位
右に掲げる者以外の者で、あつて満十五歳以上のもの	右に掲げる者以外の者で、あつて満十五歳以上のもの	小学生児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者	小学生児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者	利用料金の範囲		
つき 一人一回に	つき 一人一回に	つき 一人一回に	つき 一人一回に	一、八〇〇円以内	九〇〇円以内	七〇〇円以内
三、四〇〇円以内	一、八〇〇円以内	二、四〇〇円以内	一、八〇〇円以内	一、八〇〇円以内	三六〇円以内	一、八〇〇円以内

入場料無料の場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午後五時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午後五時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午後五時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに
入場料無料の場合で二分の一に区分して使用する場合	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午後五時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午後五時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午後五時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに

基礎競技力コース

四三〇円以内

小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者	右に掲げる者以外の者であつて満一五歳以上のもの	右に掲げる者以外の者であつて満一五歳の者	一人一回につき
基礎体力コース	小学生児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者	小学生児童、中学校生徒	一人一回につき

八四〇円以内	四三〇円以内	八四〇円以内	四三〇円以内
右に掲げる者以外の者であつて満一五歳以上のもの	右に掲げる者以外の者であつて満一五歳の者	右に掲げる者以外の者であつて満一五歳の者	右に掲げる者以外の者であつて満一五歳の者

六 条例別表第五備考二に規定するプール、トレーニングルーム及び健康体力相談室の利用に係る利用料金の範囲

トレーニングルーム	プール									
専用使用の場合	専用使用の場合					専用使用の場合				
	合	で	専	用	使	区	分	使	時	及
	つき	一	コ	ー	ス			七	三	〇
	につき	一	コ	ー	ス			〇	〇	〇
午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午後五時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午前五時まで一時間までごとに	午後九時から午前九時まで一時間までごとに	午前九時から午前五時まで一時間までごとに	午後五時から午後九時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに	午前九時から午後五時まで一時間までごとに
七、三〇〇円以内	三、七〇〇円以内			八、八〇〇円以内			七、三〇〇円以内	三、七〇〇円以内	七、三〇〇円以内	八、八〇〇円以内
				五一〇円以内						

室 力 健 康 相 談 体	専用使用の場合	午前九時から午前 九時まで一時間ま でごとに	午後九時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午前九時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午後九時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午前九時から午後 九時まで一時間ま でごとに	午後九時から午後 九時まで一時間ま でごとに
		八、八〇〇円以内	八、八〇〇円以内	二、六〇〇円以内	二、六〇〇円以内	五、二〇〇円以内	六、三〇〇円以内

七 条例別表第七に規定する駐車場の利用料金の範囲

回数券	区分及び単位	利用料金の範囲
	一台につき三〇分を超える場合、超える時間三〇分まで ごとに	三〇〇円以内